

## 「久喜市都市計画マスタープランの一部改定」に対する意見への回答

意見 番号	意見の概要	市の考え方	一部改定（案） への反映
1  <b>理 科 大</b>	<p>東京理科大学跡地について、東京理科大学の施設は教育の施設であるから、この施設の利用は久喜市の教育関連の目的に使用してください。</p> <p>①市の教育機関である教育委員会の出先を除き全てが入り、教育の中核としての機能を効率化に行う。</p> <p>②市民の生涯学習、社会教育等、全人教育の場とする。</p> <p>③小中（あるいは高校生）児童・生徒の教育発表（理科実験、音楽発表会、芸術祭、体験実習、スポーツ実技等）の場とする。</p> <p>④社会人の生涯学習、社会教育の成果の発表（まなびすと久喜、まなびすとフォーラム、高大、市民大の文化・芸術の発表会等）</p> <p>⑤市内小学生向科学・理科教育の場（理科実験、宇宙・天体・生物・植物の観察）として、機材を常時準備して、いつでも実験ができるようにする。</p> <p>⑥ものづくりの体験の場としての機能を持つ部屋も作る。</p>	<p>今回の改定は、東京理科大学跡地の今後の土地利用に関する方向性を示すための改定となります。</p> <p>ご意見をいただいた東京理科大学跡地の具体的な計画については、機会をとらえて市民の皆様のご意見を伺いながら検討していくこととなります。</p>	原案のとおり
2  <b>本 多 静 六 公 園</b>	<p>（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園について、久喜市が生んだ本多静六博士がどのような人だったか理解出来る公園にしてください。</p> <p>①日本の公園の父といわれた全国各地の公園の代表的樹木を植え、北海道から九州までの公園樹トンネルを造る。</p> <p>②四季の道として春は桜、夏はあじさい、秋は紅葉、冬はさざんか等四季毎に散策が楽しめる500～1000mに四季の遊歩道を造成する。</p> <p>③広い芝生と水遊びの施設を併設する。</p>	<p>今回の改定は、新たなごみ処理施設、（仮称）本多静六記念市民の森・緑の公園の事業予定地を都市計画マスタープランに位置づけるための改定となります。</p> <p>ご意見をいただいた新たなごみ処理施設、（仮称）本多静六記念市民の森・緑の公園の具体的な計画については、市民の方などから構成された検討委員会等のご意見を伺いながら検討していくこととなります。</p>	原案のとおり

<p>3</p> <p><b>理 科 大</b></p>	<p>東京理科大学跡地については、産業系ゾーンとせず、現在の居住地系のまま残して下さい。</p> <p>あの地に産業系が入り込むと周辺の住環境に大きな問題が生じます。よって、ゾーンの変更に反対します。</p>	<p>東京理科大学跡地は、市街化調整区域に位置しておりますが、何も利用されずに荒地になる恐れや、土地所有者の都合による無秩序な土地利用の恐れがあります。</p> <p>このため、東京理科大学跡地の土地利用方針については、土地所有者と協議を行い、土地利用の規制と誘導を図る必要があります。</p> <p>東京理科大学跡地は、2つの県道に近接している交通利便性を活かした産業系ゾーンに位置づけをするものですが、具体的な土地利用計画については、振動、騒音、交通処理、日照、雨水対策など周辺の住環境への影響や、緑地の確保に対して十分配慮し、土地所有者との協議を進めていくこととなります。</p>	<p>原案のとおり</p>
<p>4</p> <p><b>理 科 大</b></p>	<p>東京理科大学跡地の都市構造図・活力創造の方針図・久喜地区整備構造図の「産業系ゾーン及び産業複合施設」の改定に反対します。</p> <p>同大学跡地の西側エリアは、上清久・下清久に近接して集落に囲まれた理想的な田園都市地域のユートピアです。</p> <p>市街化調整区域に都市計画法に基づいて大規模開発を行う場合の条件は、対象敷地が主要幹線道路に接していなければならないと定めています。</p> <p>ところが、同大学跡地は主要幹線道路に直接接しておらず開発条件を満たしていません。集落に囲まれた同大学跡地を産業複合施設にするには、新たに準幹線道路の建設が課せられます。産業複合施設には、多くの大型トラックが集落内を昼夜を問わず行きかう状況を生じさせます。老人ホームや学校、住居への振動及び騒音を発生させます。さらに、同地区には多くの住民が居住して通学をしている子供たちがいます。</p> <p>そして老人ホームの人たちや特別支援学校の多くの生徒たちが日常的</p>	<p>3番の意見に対する考え方に同じ。</p>	<p>原案のとおり</p>

	<p>にランニングや散歩のコースにもなっています。産業複合施設計画は、人々の日常生活環境を破壊してまで政策変更をしてよいのかと考えます。</p> <p>自然災害においては、グランドと緑地に保水機能があっても現在でも周辺部道路の冠水・水路の溢水が発生している状況は周知のとおりです。産業複合施設は、保水機能の大部分を消失させて、大雨・豪雨の影響を瞬時に発生させて冠水・溢水による被害を増大させる要因です。</p> <p>久喜市開発条例の改正案第4条1項の改正趣旨が「議会から周辺地域の道路冠水の発生に影響している指摘の対応」が理由となって、建築基準法別表第2（ろ）の開発条件を一戸建てに限定するとして条例改正が提案されていますが、これはマスタープランの一部改定（案）と相反することから、現在の住居系ゾーンを産業系ゾーン及び産業複合施設に変更すべきではないと反対します。</p>		
<p>5</p> <p><b>理 科 大</b></p>	<p>東京理科大学跡地の土地利用を図る都市構造図等の「産業系ゾーン及び産業複合施設」への用途変更を行わないでください。</p> <p>東京理科大学久喜キャンパスを誘致するにあたり当該地は市街化調整区域且農業振興地域内にあり、市街化を促進する恐れがない土地として、都市計画法及び農業基本法に基づき、市街化調整区域内での学校教育法第一条に規定する大学設置の認可をされた経緯があります。そして久喜市が大学用地費用を提供し周辺には、埼玉県特別支援学校、福祉施設の市営老人ホームや啓和寮及び農家などの民家・田畑などとして整備されてきました。そして当該大学敷地は「学校用地」として堅持しこの周辺地域を文教地区として市及び市議会は行ってきたものであり当区長会もこれを支持するものです。久喜市、東京理科大及び地域住民は、平成5年4月の大学開校前後から、相互の発展を目指して互いに協調・交流も図って今日に至りました。しかしながら誠に残念なことに平成27年5月に大学機能の移転・撤退の方針が伝えられその跡地の帰属及び使用方法がクローズアップされる事態になりました。</p>	<p>東京理科大学跡地は、市街化調整区域に位置しておりますが、何も利用されずに荒れ地になる恐れや、土地所有者の都合による無秩序な土地利用の恐れがあります。</p> <p>このため、東京理科大学跡地の土地利用方針については、土地所有者と協議を行い、土地利用の規制と誘導を図る必要があります。</p> <p>東京理科大学跡地は、2つの県道に近接している交通利便性を活かした産業系ゾーンに位置づけをしますが、具体的な土地利用計画については、振動、騒音、交通処理、日照、雨水対策など周辺の住環境への影響や、緑地の確保に対して十分配慮し、土地所有者との協議を進めていくこととなります。</p> <p>また、開発手続きについても、具体的な土地利用計画に併せて検討していくこととなります。</p>	<p>原案のとおり</p>

<p>市街化調整区域（市街化を抑制すべき地域）での大学施設移転後の跡地は、同校の当初目的を達したものとみなし原状に回復されるのが原則だと考えられますが、それが無理であるならばその使用方法については、現行の久喜市都市計画マスタープランに沿った土地利用をして頂きたく、少なくとも地区内及び周辺地域の環境保全に反するような施設（例えば流通業務施設など）の建設を安易に認めるべきではないと考えます。一旦久喜市が用地を買い取り環境の維持及び高等教育機関の存続方向など上記趣旨に沿った土地利用を十分に検討頂くことも極めて大切であると考えられます。いやしくも安易かつ性急に他の目的に使用しないで頂きたいと考えます。</p> <p>上記の大学撤退は、ふるさと創生の国の政策とは合い容れないものがあります。大切なことは新久喜市としての高等教育機関および研究施設などが消えて行くことの機会損失は計り知れないものがあり新久喜市として新しい確固としたランドデザインの確立のもとに新たに大学や研究施設等の誘致や樹立を行っていく再構築チャレンジが期待されるのです。高齢者大学の暫定的な使用などもこれらの方向の一環として位置付けられねばなりません。国を守る即ち地域を守る上で教育機関は欠かせないインフラです。</p> <p>市街化調整区域内での産業系ゾーンへのマスタープランの変更は市街化調整区域の考え方を変更するものであり現行開発許可制度の基準をないがしろにするものといわねばなりません。これらは単に旧久喜市の問題だけではなく基本政策が変わる文字通り全市の問題として意識されねばなりません。私共の意見としては現行基準を厳正に守ることを要請いたします。</p> <p>以下現場の意見など具体的に記載します。</p> <p>*理念</p> <p>1) 産業系ゾーンに変更し巨大物流施設が建設されるとすれば学校、福祉</p>		
---	--	--

<p>施設、住居地域、田畑、倉庫等混在し現行都市計画の理念から離れた地域となり乱開発といえる。</p> <p>2) 当初の大学誘致は公共施設のものであり物流施設への開発が公共性を有するか？市街化調整区域への誘致する条件であり更に用途変更も公益上必要な建築物と定められている。都市計画法第34条11号に基づいて久喜市が制定した「久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」第6条4号ウに定める「建築基準法別表第2(ろ)項(第2種低層住居専用地域)に掲げる建築物」と定めている(別紙表参照)ので変更は不可。4条では更に開発区域及びその周辺に於ける環境の保全上支障のないものとされているので抵触する。</p> <p>3) 企業への対応は補助金の目的外使用であること(大学誘致・設立が目的)</p> <p>現行の誘致の目的での使用が前提である。</p> <p>所有権は大学にあるとはいえ、撤退に至るまでの市及び議会などの関係改善慰留努力不足また地域への協力依頼及び説明努力不足等が現在に至った主因ではないだろうか。将来に禍根を残さないそして市民が多大の迷惑を蒙らないためにもマスタープラン変更ではなく市の買取による確保を行い今後へ2～3年かけてでも現行法での再チャレンジとすべきである。地方自治体は住民を困らせるためにあるのではない。</p> <p>4) 跡地利用については上記の確立移行を前提とし大学、研究施設、行政機関施設など暫定使用も含めた長期構想を樹立していくのが方向ではないか。</p> <p>*環境</p> <p>1) 地域の環境や安全を優先させて活用して欲しい。</p> <p>2) 近隣には県立特別支援学校、福祉施設の市営老人ホーム偕楽荘や啓和寮、民家そして田畑があり産業系ゾーンへの変更は環境悪化への不安がある。十分な環境規制が必要である。</p>		
--	--	--

	<p>3) 先の台風18号の影響下で大学周辺では湛水・冠水で用水掘りは溢れ、大学周辺の道路は交通止めとなった(久喜市建設部管理)。県道12号線も冠水により埼玉県による交通誘導がなされた。軟弱地盤に建設された同線は産業系ゾーンへの変更開発となれば雨天や台風時の湛水・冠水状態の更なる悪化を招く。</p> <p>4) 治水面では同大学の開発後、大学周辺の湛水・冠水のために国庫補助のもと磯沼周辺の湛水防止対策まで行なった(工事平成6～13年、予算執行5.1億円)ものの今でも3)の状況であり降雨時の大学周辺や磯沼落とし掘り・用水掘り等の増水で冠水・湛水が懸念され下にあたる所久喜や江面地区にまで越水など懸念される。都市計画法34条11及び12項にあるように湛水地域での開発は不適切としている。埼玉県の開発許可制度の同上には市街化区域に含めないこととされている政令第8条第1項第2号ロから二までに掲げる土地は括弧書きで『湛水、溢水区域、優良集団農地、自然環境などの保全地域など』を上げ開発可能となる土地に含めないとしている。現行の久喜市の都市計画法に基づく開発許可などの基準に関する条例第5条及び6条項では括弧書きは省略されているが全く同一条項と認められる。本地域は湛水地区該当のためその旨湛水地区としてノミネートしておくべきで議員から指摘の他の場所も(今回市の条例改正の趣旨)同様の措置が望まれる。</p> <p>*交通</p> <p>1) 現行でも夜間照明の農作物への影響、車による家屋の振動、塀のひび割れや交通渋滞などによる排気ガス増加などに悩まされているのに更に物流施設建設等の開発によって大型トラックの深夜の騒音や信号前急ブレーキ停車などによって集落環境を更に悪化させることになる。</p>		
6	<p>土地利用構想の変更について(4)新たなゴミ処理施設(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園の菖蒲地区整備構想については廃案にしてください。</p>	<p>新たなゴミ処理施設、(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園の計画を推進するため、新たなゴミ処理施設、(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園の事業</p>	<p>原案のとおり</p>

<p><b>新 た な ご み 処 理 施 設 ・ 本 多 静 六 公 園</b></p>	<p>今のところ地元には、市からも又議会関係者からも一切説明はありません。拙速ではないでしょうか。</p> <p>所久喜本村地区への農家の経営する田には100m余しか離れていないのです。</p> <p>土地利用構想の変更について</p> <p>(4) 新たなゴミ処理施設〈仮称〉本多静六記念 市民の森・緑の公園の菖蒲地区整備構想については廃案にしてほしい。</p> <p>〈理由〉</p> <p>今の所地元には市からも議会関係からも一切の説明がない。焼却炉からは当方の所久喜の田は近いところで100m余しか離れていません。</p> <p>①公害問題から、現行で地元市民から悪臭がするとの訴えがあります。臭いの他に煤塵、硫黄やダイオキシンなどの公害の不安が払拭されていません。この先久喜市民だけでなく宮代市民のゴミも持ち込まれると聞いていますが、もう少し大プロジェクトについては判断前に丁寧な対応が必要で振り出しに戻り対応してもらいたい。菖蒲地区の問題だけではない。</p> <p>②開発面積のことも聞いては居りませんが、噂では相当な面積の開発のようで、治水の面で現行の備前掘りの落としでは18号台風では水は増水し嵩上げも異常です。今にましての開発（田を埋め立てる）は基盤整備施設の崩壊、土手の崩れや越水の危険などもあると予測しなければなりません。さらに交通面での渋滞や、道路メンテ、交通事故など田園地帯は公害対策に追われます。今でも開発による治水管理に大童の状態であります。これ以上の開発はご遠慮したい。</p> <p>③公園の増設は清久公園の管理を見ただけでも問題があり、県の久喜菖蒲公園と比較してみるとメンテナンスに難があります。これ以上の公園は、しかもすぐ近くに増設して管理能力ありとするのは現場を見ていないことではないでしょうか。</p>	<p>予定地を、都市計画マスタープランにおいて位置づけたいと考えています。</p> <p>なお、新たなごみ処理施設、(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園については、計画の進捗に合わせて、様々な段階で情報提供をしていくこととなります。</p>	
---	---	---	--

	④問題の根源は、農業政策のなさに尽きるのでは、先ずそこから農業を立て直すことに真剣に地元と協力して対応していくべきではないでしょうか。国の自給率が先進国で最低の貧困さで国を守ることができますか。まずここからはじめることです。本件は廃案にして先ずここからはじめましょう。		
7 <b>理 科 大</b>	東京理科大学が今年度をもって撤退するに当たり、付近に大規模な企業誘致などせず、本来の自然環境の保持を希望します。 彩の国だより11月号圏央道全線開通の記事を読むと、この地域でも地域経済活性化の名のもとに新たな産業団地の造成が進められようとしておりますが、しかと未来を展望し、この地で未来に生きる子供等のためにも人間が心地よく生活できる環境はぜひ保っていただくことを希望します。	3番の意見に対する考え方に同じ。	原案のとおり
8 <b>理 科 大</b>	理科大学の経営不振から引き起こされた、久喜キャンパスの移転は2016年3月をもって閉校としています。その跡地に対して用地変更を理科大からの要請されたものではありませんが、1993年(平成5年4月1日)の開校に至った背景には久喜市民の教育に対する期待と要求でもあり、地元農家の皆さんの農地提供の協力によるものでした。さらに、教育施設のインフラ整備など、市民の多額の税金が投入されたことです。 わずか22年間だけで、はいさようなら、で「4割差し上げますから、あとの6割を金に換えますので用途変更してください」で納得できません。 都市計画というものは市民のための環境づくりでもあります。すでに、清久地区では、市の税制にも大きな貢献をしている、工業団地の造成に農地が多く注がれてきました。 市の言う、田園都市という言葉より、生活環境は大きく損なってきています。 市政は市民があって自治体としての存在価値があります。理科大から	1番及び3番の意見に対する考え方に同じ。	原案のとおり



	<p>「用地の4割を市に差し上げますから、あとの6割は物流センター等に処分したいから、用途変更を頼みますのでよろしく」という、身勝手なことは全体に許されるものではないと考えます。</p> <p>私は、これ以上久喜市の環境破壊の開発は進めてはならないと思います。市民が求めている都市計画は、「物流センター」や「商業施設」でもありません。市民が安心して暮らせるための施策でなければならないものと考えます。それは、久喜市に住む、住民、子ども、高齢者など家族そろって楽しむところがありません。いま必要な施策は、開発優先から、市民のための施策に変えてもらいたいことです。</p> <p>そのために、理科大用地は全面無償返還、ないし6割についてのみ元の原価にて市が買い取ることを実施し、市民のためになることを強く求めるものです。</p>		
9 <b>理科大</b>	<p>理科大の跡地は物流・産業系に変更しないでください。</p> <p>今ある緑を残して「久喜市の公園」にしてほしいと思います。自然の中に「ちびっこ広場」・「高齢者の運動機能を高めるスポーツ」・「ファミリーが楽しめるバーベキュー」等々、緑が癒してくれる素因は、素晴らしいものがあると思います。</p> <p>清久は工業団地があり、梨畑も、高木・屋敷林もどんどん減って、農地も開発されています。これ以上都市化しないでください。緑地帯の保全を維持してください。</p>	3番の意見に対する考え方に同じ。	原案のとおり
10 <b>理科大</b>	<p>理科大跡地は市民の意見をもっと聞いてからにしてください。ほとんど説明がされていないのではないかと。</p> <p>市民の税金を何十億円も出したのではないかと。産業系への売却では大きく環境が変わります。大きく育った木々はどうなるのか、車の通行量はどのようになるのかと心配されている方もおられます。</p> <p>特に地元、市民への説明を丁寧にして欲しいと思います。</p>	<p>今回の改定は、東京理科大学跡地の今後の土地利用に関する方向性を示すための改定となります。</p> <p>これまで、地元の代表の方にご説明をさせていただきましたが、今後の具体的な土地利用計画については、振動、騒音、交通処理、日照、雨水対策など周辺の住環境への影響や、緑地の確保に対して十分配慮し、土地所有者との協議を進めていくこととなります</p>	原案のとおり

		ので、その際には、機会をとらえて市民の皆様のご意見を伺いたいと考えています。	
1 1	<p>久喜市都市計画マスタープランの土地利用計画に則した土地利用を堅持していただきたいと思います。</p> <p><b>理科大</b> 特に東京理科大学久喜キャンパス跡地には緑豊かな環境保全を守っていただきたいと思います。平成27年5月に大学機能の移転の方針が伝えられ、その跡地の使用方法がクローズアップされてきました。マスタープランに沿った土地利用が望ましく、たとえば流通業務施設などの建設を容易に認めるべきではないと思います。</p> <p>久喜市が一旦用地を買い取り、環境保全に適した保存方法を検討していただきたいと思います。緑豊かな文化の香りのする久喜市にするためにも、御検討いただきたいと思います。</p>	3番の意見に対する考え方に同じ。	原案のとおり
1 2	<p><b>理科大</b> 理科大敷地に関して、都市計画マスタープランを改定しないでください。改定すると、土地利用の目的が大幅に拡大され、将来そこに工場や大型商業施設などが建設される可能性が大きく、市の環境悪化を危惧します。</p> <p>環境悪化とは、①県道12号線の渋滞がさらに酷くなる。②環境によろしくない工場が建設され、騒音や空気・土壌への汚染等の公害を呼び起こす。③大型商業施設が建設された場合、モラージュ菖蒲など今まであった商業施設（家電量販店も家具店も飲食店も）と競合し、共倒れ撤退を繰り返し、結果市民の買い物難民化を招く。以上の様な事が懸念されます。環境が悪化すると市の衰退につながります。</p> <p>久喜市は、そのシンボルマークにもあるとおり、水辺と田園と緑の木々を大切にしてほしいです。</p> <p>さらに言うなら、理科大敷地の市に譲渡されない（返還されない）部分も市が買い取り、今ある樹木も利用して工夫し、久喜市の名物公園にされてはどうか。</p>	3番の意見に対する考え方に同じ。	原案のとおり

<p>1 3</p> <p><b>理 科 大</b></p>	<p>理科大跡地について、産業系ゾーンへの変更には反対です。</p> <p>交通量の増加による道路の拡大など、道路ばかり整備してはいくらお金があっても不足するのではないかと。</p> <p>埼玉は医者が不足していると聞いています。県とも相談して、医科大学を誘致したらどうでしょうか。医科大学以外の大学（学校）も探してみたいかがでしょうか。</p> <p>どうしても学校がダメなら、自然公園を作ってください。清流が流れて、木のある公園と広場に。子どもたちはトンボやザリガニ、カブトムシを追いかける公園にしてください。災害時の避難場所になるように。</p> <p>道路も事業所もこれ以上不要です。生活道路の不備、側溝などへの蓋かけなどに気をかけてください。</p>	<p>3番の意見に対する考え方に同じ。</p>	<p>原案のとおり</p>
<p>1 4</p> <p><b>吉 羽 地 区</b></p>	<p>吉羽地区では近年、大規模な埋め立てや圏央道とその側道の建設などが行われ、大きく変化しています。そしてこの度、久喜市都市計画マスタープランの改定案では、改定前の計画通り、東停車場線、平沼和戸線の2本の大通りの延伸に加え、沿道の地域の「産業系ゾーン」としての利用があり、更なる地域の自然環境の悪化、減少が予想されます。</p> <p>市民として街の発展のために道路や店が作られるのは否定できないが、自然豊かで市民からも好まれるこの地域を単一的に開発してほしくない。現実的ではないかもしれないが「こうなってほしい」という気持ちを綴った次第です。</p> <p>〈今後の吉羽について〉</p> <p>吉羽の魅力は前述の通りで、守るべきであり、後世に残さなければならぬ大切なものだと考える。市はそれを認識し、この地域全体での自然環境を重視した発展を進めるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延伸される東停車場線、平沼和戸線について</li> </ul> <p>この2本の都市計画道路の延伸では地域を貫く形になっている。そのため、野生動物の横断や景観への配慮が必要です。</p>	<p>現在、整備を進めている都市計画道路・久喜東停車場線の沿道である吉羽地区は、市街化調整区域ではありますが、久喜駅からのアクセスも良好な地区です。</p> <p>このため、久喜東停車場線の開通後は無秩序な開発が予想されることから、都市計画マスタープランにおいて、今後の土地利用の方向性を位置づけるものです。</p> <p>なお、具体的な土地利用については、周辺の住環境に十分な配慮がされるよう、検討していくこととなります。</p>	<p>原案のとおり</p>

	<p>たとえば、野生動物の横断のために道路の下に適切なトンネルを設けたり、街路樹を植える場合は地域の開放性を残すために低木を使ったりすることがあげられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業ゾーンについて この地域に店舗や住宅を作る際は、それをコンパクトにまとめ久喜駅方面に寄せて作るべき。建物の外観や周辺は地域と統一性を持たせる。</li> <li>・県、下水処理場の未使用地について 県の下水処理施設の北側には使用していない広大な土地が広がる。その一部を整備し広場として地域に開放することで、市民が交流や運動に利用でき、また産業ゾーンとのつながりも作ることができる。自然環境を残すため使用することも考えられる。</li> <li>・自然環境の維持、向上について 現在地域を流れる前述の素掘りの川では多くの生物が確認されており、地域に自然の多様性をもたらしている。改修工事などを行う場合は生息する生物に配慮してほしい。また、子どもたちの遊び場が失われることがないように、水と触れ合える身近さを大切に。 川を中心に湿地や林（本物の自然）を再現し、地域の周縁部に樹木や植物を植え、地域と周囲の住宅地を少し隔てることで、地域の景観、自然環境の向上をすることも考えられる。</li> </ul>		
15 <b>理科大</b>	<p>理科大跡地について、市民のための公共に資するものがよいと思います。</p> <p>たとえば、児童館とか、またはコミュニティセンター、学習館など。予約してもなかなか思い通りに行かない公民館は少ないのでぜひ建ててほしい。</p> <p>商業的なものは必要ないと思います。児童館などは東口にあるが西口方面にないのでご考慮ください。</p>	1番の意見に対する考え方に同じ。	原案のとおり